

## チャン族の親族集団 — 四川省理県蒲溪郷蒲溪村大蒲溪を事例として —

松岡 正子<sup>※</sup>

### 1. 問題の所在

チャン（羌）族については、これまで主に二つの方向から研究が進められてきた<sup>1)</sup>。一つは、その歴史の変遷を歴史文献資料に基づいてもとめたものである。これは、殷代の甲骨文<sup>2)</sup>以来、中国西北部を中心に文献資料にたびたび登場する歴史上の「某羌」の発展と衰退を明らかにし、さらに現存する唯一の羌族である岷江のチャン族が古代羌の末裔であることを証明しようとするもので中国における従来の羌族研究のほとんどがこれであり、代表的な論文としては馬長寿の『氏与羌』（1984）があげられる。しかし岷江のチャン族についていえば、古代羌との接点を明確に語るのは彼ら自身の史詩『羌戈大戦』<sup>3)</sup>以外にはなく、現段階では両者を同一民族としてあつかうことには慎重でなければならないと思われる。

いま一つは、岷江のチャン族の習俗や宗教、経済などの特徴を実地調査に基づいて分析したものである。成果としては、今世紀前半に南部の羌族地区を調査したキリスト教宣教師 T. Torrance の『*The History, Customs and Religion of the Chiang*』（1920）や胡鑑民の「羌民的信仰与習為」（1940）及び「羌民の経済活動型式」（1944）、1950年代にチャン族地区全域を対象として行われた調査資料を中心にまとめた中国少数民族社会歴史調査叢刊『羌族社会歴史調査』（1985）や『四川省阿壩藏族社会歴史調査』（1985）、及び西南民族学院民族研究所編『羌族調査資料』（1985）、また1980年代以来、宗教について精力的な調査を進めている銭安靖や趙義などの報告<sup>4)</sup>があげられる。

そしてこれまでの成果に最近の考古学上の発見などを加えて総括したものが冉光荣・李紹明・周錫銀編の『羌族史』（1985）である。『羌族史』は、古代羌と岷江の羌を上・下の二篇に分けてその歴史的展開を論じており、最も詳細である。しかし新たな実地調査報告といえるものはなく、また下編第6章（習俗と宗教）では事例に調査時の場所や時期がほとんど記されていないため、資料として参考にする場合は注意を要する。

要約すれば、従来の羌族研究は歴史の変遷を論じたものは多いが、社会・経済・文化面については調査そのものが少なく、特に社会組織や経済活動に関しての具体的な事例に基づく論文がほとんどみられなかった。しかし近年発表された『羌村社会』（1993）は、地元出身の徐平が汶川県綿池郷羌鋒村羌村小組の経済活動や社会組織、及び習俗について初めて詳しく論じたもので、

※鶴見大学文学部講師

羌族研究における新たな成果といえる。

特に社会組織については、羌村は「父系血縁」集団を骨格とした父系的な社会であり、なかでも同一の祖父或いは曾祖父をもつ2, 3世代にわたる父系親族を「家門」といい、その結びつきは日常生活ばかりでなく、経済活動から緊急時に至るまで極めて強いが、しかしその一方で羌村の婚姻には、父系理念に反するような妻方居住婚も少なくなく、その社会的評価も必ずしも低くないことを指摘している。<sup>5)</sup>これは、チャン族の社会集団の変化を考える上で貴重な事例である。ただし同書では婚姻の具体的な事例が示されておらず、またそもそも羌村は南部のチャン族地区のなかでは「伝統文化がかなり保存されている所」ではあるが、皇城近くの街道沿いに位置しているために漢族の影響を長期にわたってかなり受けているという一面を考慮しなければならない<sup>6)</sup>。

そこで本稿では、チャン族地区の中でも地理的経済的に厳しい状況にあったが故に外部との接触が少なく、より伝統的な社会を継続させてきたとみられる理県蒲溪郷蒲溪村を調査対象としてとりあげ、その「父系親族」集団と婚姻制度の分析から、チャン族の親族集団について考察していきたい。

## 2. 蒲溪村の概況

最初にチャン族の概要を示しておこう。チャン族は、四川省の岷江（長江系）上流の高山峡谷地帯に2000年あまり暮らしてきた人々である。人口は約20万（1990年）、阿壩藏族羌族自治州の茂汶羌族自治州を中心に、岷江沿いの松潘、黒水、汶川、理県、北川の諸県に分布する。自称をユマという。チャンという呼称は、漢族がユマ人に対してなづけたもので、漢族の歴史文献には、『後漢書』以来「羌」と記されてきた。言語は、チベット・ビルマ語系チャン語群に属するチャン語で、固有の文字はない<sup>7)</sup>。

四川省の省都、成都から西北へ約200キロ、雑谷脳河（岷江系）の支流である朴溪溝一带は、蒲溪郷とよばれ、理県でも最も耕地の少ない地域として知られている。総戸数は358戸、総人口は1996人で、ほぼ全員がチャン族である。郷内には、蒲溪・休溪・奎寨・色爾・河壩の5つの行政村があり、南流する朴溪溝の高度2000メートルを越える山腹に点在している<sup>8)</sup>。

蒲溪郷のこの5つの行政村に、隣接する薛城郷の小岐山・大岐山・馬山・箭山及び木卡郷朱耳の5つを加えた10の村を「蒲溪十寨」<sup>9)</sup>という。蒲溪十寨の圏内では、生産習慣や習俗、服飾、言語などにおいて周辺地域のそれとは異なる共通点がみられる<sup>10)</sup>。一般に、溝に沿った高山峡谷地帯に住むチャン族においては、異なる溝と溝に暮らす住民間には、距離的な隔たりだけではなく、風俗習慣や言語などに明確な違いが認識されており、それぞれは日常の接触をあまりもたずに独立的に暮らしている。すなわち「蒲溪十寨」は、朴溪溝の住民にとっては最も広い意味の内部であったといえる。

蒲溪村は、蒲溪郷内で最も大きい集落である。村内は、元来の自然村に基づいた5つの小組に分かれ、高度約2200から3300メートルの山腹に、下から半坡・下寨・上寨・大寨寨・小火地の順

に分布する。全体は約2キロの圏内にある。このうち上寨と下寨は、蒲溪村全域のほぼ中央に隣あって位置しており、居住部分の上方の湧き水を水源とするのを上寨とよび、下方の泉を水源とするのを下寨とよぶ。現在は、上寨の湧き水から下寨と上寨の両方にわたって水道管が引かれ、3か所の水汲み場が設置されている。実はこの二つの小組は、行政上は二分されているが、もともとは合わせて「大蒲溪」という名称でよばれており、住民には一つの集落として意識されてきた。例えばかつては下寨の上手にあった「バリユヘゼチ（神山バリユジケの神）」や「アブザジョセ（寨神）」を祀った廟では、下寨と上寨（以下2つをあわせたものを大蒲溪とよぶ）が合同で祭山会<sup>11)</sup>などの全体規模の祭りを行っており、春節などに集合する「父系親族」集団も両者にまたがっている。

次に蒲溪村の経済状況についてのべる。[表1]は、集落別の戸数と人口、及び税金と公糧を記したものである<sup>12)</sup>。一般に、蒲溪村の住民は、トウモロコシを主作物とする一年一作の農業生産によって食糧の自給を達成し、出稼ぎや漢方薬材の採集等の副業で現金収入を得ている。年間の現金収入の平均は、成人男性一人が3月末から9月初めまでの約5か月間、木材切り出しの出稼ぎにでた場合、約800円で、その他を加えて1000元前後とみられる。

表1 蒲溪村・各小組の概況

小組名	戸数 (戸)	人口 (人)	①家族数 (人)	②公糧 (斤)	一戸当りの 公糧(斤)	税金 (元)	一戸当りの 税金(元)
下寨	26	130	5.00	853	32.81	1135.90	43.69
上寨	31	150	4.84	889	28.68	1236.50	39.89
半坡	26	140	5.38	889	34.19	1167.00	44.88
大寨	27	139	5.15	772	28.59	1179.90	43.70
小火地	17	110	6.47	157	9.24	865.25	50.90
総計	127	669	5.27	3560	28.03	5584.55	43.97

注：①複数の兄弟が親を交代で扶養することがあるため数字は小数点以下まで出した。

②は郷政府におさめるトウモロコシの数量。1斤は500g、1元は約12円。

出所：蒲溪村村民委員会の会計担当者との談による（1992年度）

農業生産については、以前に比べてつぎのような変化がみられる。トウモロコシは、1980年代後半に「地膜覆蓋」という新技術が導入されてから収穫量が飛躍的に伸び、畝当たり生産高が1950年代前半には約300斤にすぎなかったのが、現在では800斤近くまで増加した。またチンクー麦やソバ、麻類は、畝当たりの収穫量が少ないとして1950年代の大躍進の時に大幅に減産された。一方、1983年に生産請負制が開始されてからは商品作物としてサンショウやリングが政府によ

て奨励されたが、大蒲溪では気候が寒冷すぎて良質のサンショウの生産は無理であることがわかった<sup>13)</sup>。麓の河壩村がサンショウの商品化に成功して農業生産による経済上の富裕を享受している<sup>14)</sup>のに対し、大蒲溪はいまだに出稼ぎにたよらざるをえず、両村の間には大きな貧富の差がうまれつつある。

家畜についても、この10年間には大きな変化があった。特に山羊は1800匹から850匹に激減した。飼育に人手を要する山羊は、化学肥料や木綿布の普及によりその利用価値も減じ、1983年の人民公社解体時の家畜の分配後すぐに、大蒲溪では大部分が売り払われてしまった。大蒲溪の住民の間には、農業や家畜の飼育のために割く時間や労力をできるだけ抑え、余剰分を現金収入を得るための副業にまわすという意識が年々強まっているようである。

### 3. 「父系親族」集団

#### (1) 大蒲溪の「父系親族」集団

チャン族の集落は、一般に単数或いは複数の父系親族集団から形成されている。これは「房族」とよばれるもので、それぞれにはチャン語の「房名」があったが、清代中～末頃から「房名」に代わって漢式の「姓」が用いられるようになったという<sup>15)</sup>。すなわち集落内における父系親族集団は、漢族と同様に「姓」によって区別されているといえる。ただし「姓」の多くは、元来のチャン語音に基づいて漢字表記したものであるため、現在もチャン語を日常語としている大蒲溪などでは、チャン語の呼称も併用されている<sup>16)</sup>。

現在、大蒲溪には11種類の姓がある。最も多いのが韓姓で40戸、以下王姓が10戸、楊姓が3戸、祁姓が2戸、陳・徐・左・程・堯・余の姓が1戸である。このうち、陳・徐・左・程の姓は、それぞれ韓、余、王の家に「上門（婿入り）」した者で、本人は改姓していないが、子の代は母方の姓、或いは子供が複数の場合は両方の姓を名のっている。

またここには、それぞれの父系出自集団のシンボルともいえる「火墳」が5つある。「火墳」とは、伝統的に火葬を行ってきたチャン族において、同一祖先をもつ父系出自集団がそれぞれ所有する専用の火葬場であり、火葬後には骨を拾わずにそのまま埋葬するため、共有の墓場ともなる。また彼らは定住を開始する時に「火墳」の場所を決定することから、「火墳」の数は集落内の主な父系親族集団の数も表す。現在の大蒲溪には、韓姓が1つ、王姓2つ、余姓1つ、雑姓1つの「火墳」があり、韓姓は本来3つに分かれていたのが1つになったものである。すなわち大蒲溪は、韓A・韓B・韓C・王A・王B・余の6つの主な父系親族集団から構成されていたことがわかる。このうち余姓は民国期に殺人事件の為に没落した。

以下では大蒲溪下寨を形成する父系親族集団の中の韓A・韓B・韓C・王A・王Bの主な5つの集団をとりあげ、それぞれの発展過程を明らかにしていく。

韓姓は、最も古くて戸数も多く、かつては他の集団よりも富裕な集団であった。伝承によれば、祖先は成都の近くの平原に住んでいたが、戦乱のために三人の兄弟が逃れてこの地にたどり着き、

それぞれが「火墳」を作って子孫を増やした。韓A, 韓B, 韓Cである<sup>17)</sup> (図1・図2)。

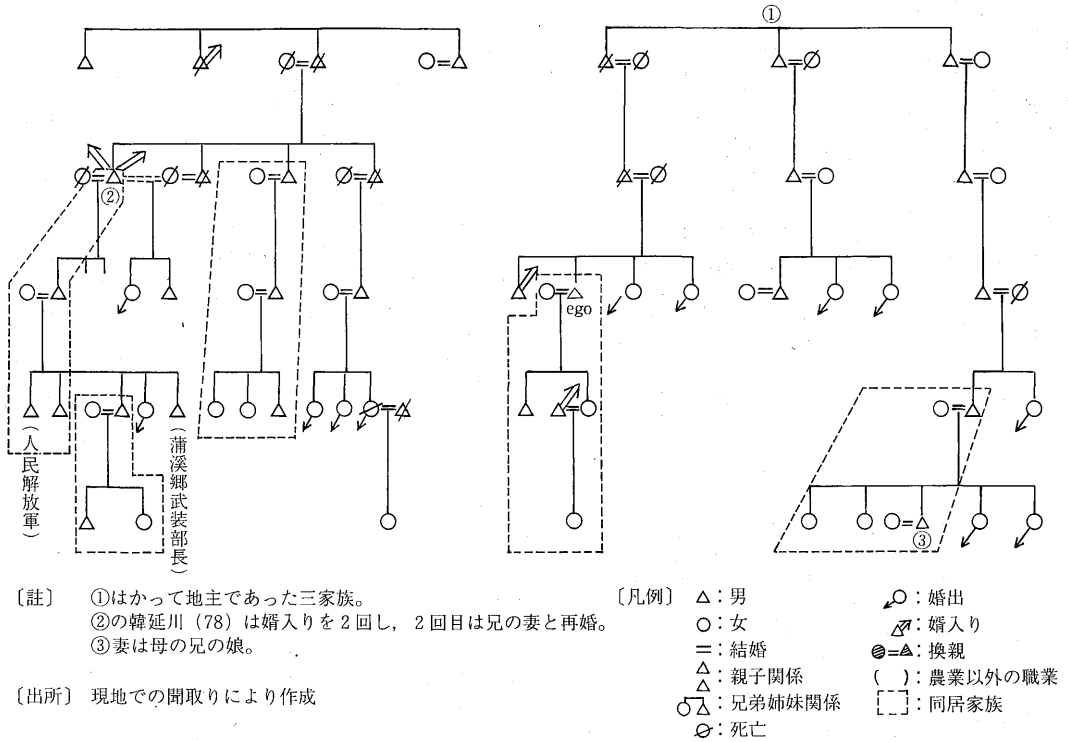


図1 韓姓Aの系譜

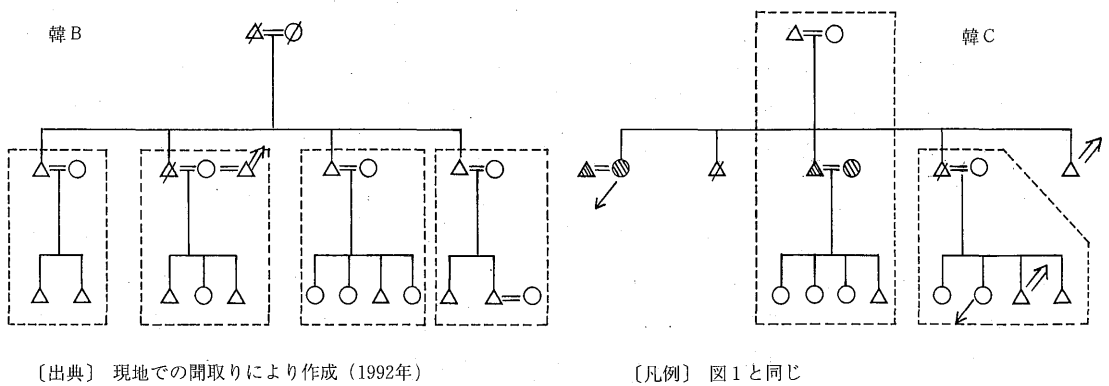
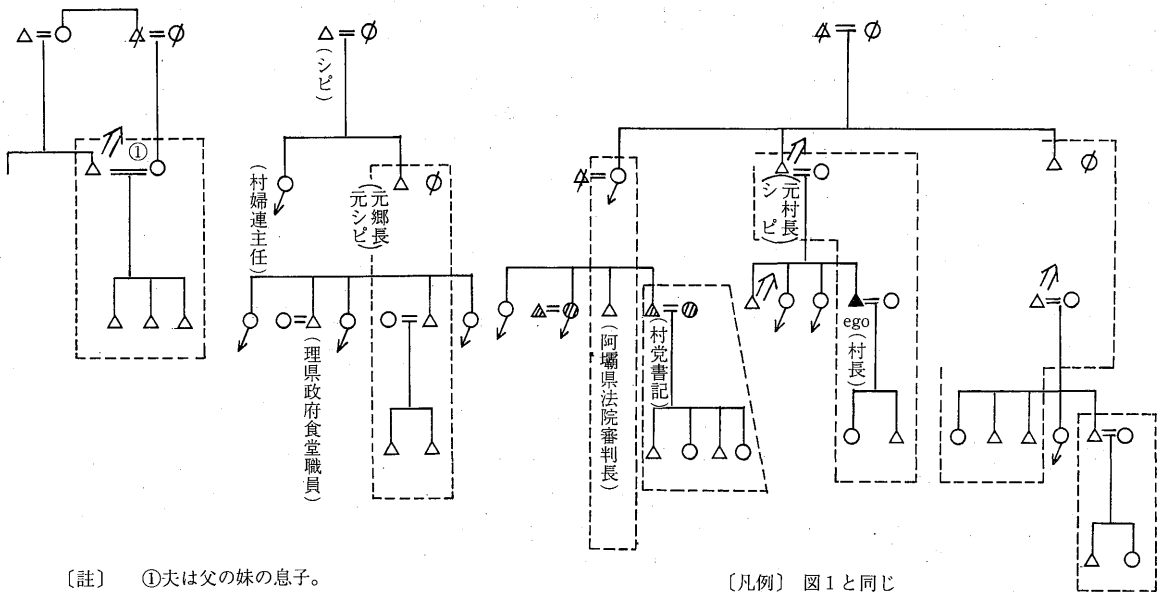


図2 韓姓B・Cの系譜



〔註〕 ①夫は父の妹の息子。  
 ②△(王久清)は陶家に婿入りしたが、長男は父方の姓、  
 他の子は母方の姓をなのっている。

〔凡例〕 図1と同じ

〔出所〕 現地での聞き取りにより作成(1992年)

### 図3 王姓A系譜

この三者は、同姓とはいえずでに九代をこえた関係であるが、「同姓不婚」の原則は厳格に守られている。

このうち韓Aは、下寨に「火墳」を開き<sup>18)</sup>、最も富裕であった。解放前には三人の地主を擁し、これら三人の地主の属する世帯は、総数30人弱、すなわち当時の総人口四百人のうちの約7%にすぎなかったが、全耕地の約半分から七割を所有していた。そのため韓廷芳・韓廷発・韓廷玉の三人の地主のうち国民党の保長をつとめていた一人が、共和国成立前後の混乱の中で殺された。

解放後の韓姓は、共産党政権下で経済上の優位性を失ったばかりでなく、人数的には過半数を占める最大集団でありながら、「出身階級(地主)が良くない」ために村の政治上の役職からは全く排除されてきた。成員のほとんどが農民である。ただし八十年代以降は、若い世代の中から兵士や大学生になることによって都市戸籍を得たり<sup>19)</sup>、村の幹部になる例もでてくる。

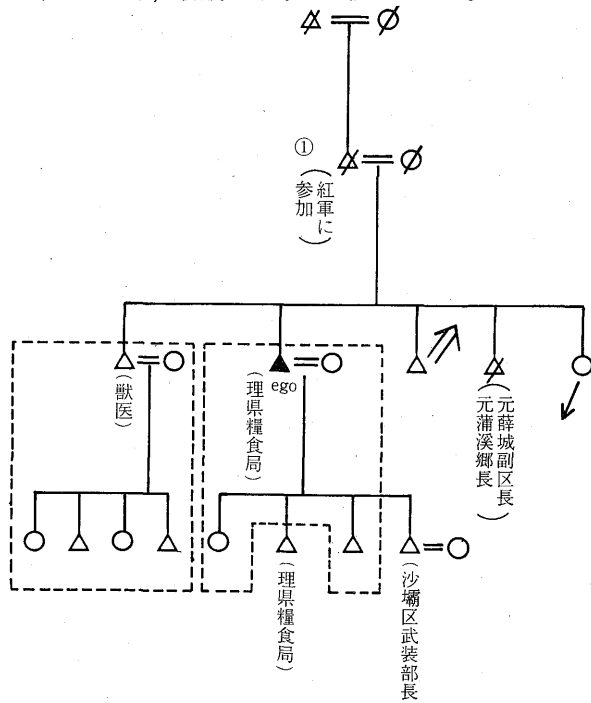
また1983年の生産請負制開始以降は、農業条件の良い土地への移住を目的とした離村の動きも現れている。大蒲溪村は、かつては寒冷ではあったが土地が良質で、公道から遥かに離れていることがかえって土匪<sup>20)</sup>の襲撃を避けるために都合がよく、他地方からの移住がしばしばみられた。ところが生産請負制の開始は、蒲溪郷においても地域間の貧富の差をうみだし、サンショウやリンゴなどの商品作物の栽培条件に優れた河壩村などが急速に富裕になってきた。これに対して山頂付近の大蒲溪村などは寒冷な気候のために作物の商品化が困難であり、現段階では農業収入の増加は望めない。そこで韓Aに所属する祁双元家では、河壩村への一家あげでの移住をめざ

して1988年からそこでの開墾を始め、現在では開墾地は4畝に達している<sup>21)</sup>。祁家は、もともと下寨を本拠とする一家ではなかったため、土地への執着がそれほど強くはなく、またそれ故に周辺の経済的な変化に極めて敏感に反応しているといえる。

次に王姓の状況を述べよう。王姓には、出自を全く異にする王Aと王Bがある。王Aは、韓姓と並んで古くからこの地において、祖先は昔から大蒲溪にいたと伝えるが、これに対して王Bは、後述するように1949年に一家で移住してきた人々である。

王A(図3)は、代々「シピ(宗教職能者)」を出してきた集団である。しかし、数度の政治運動を経た現在、蒲溪郷全体で現役の「シピ」であるのは王Aの王久青(73歳・男性)だけである。「シピ」は平常は農民であるが、住民のために災いを払い、繁栄を願うために不可欠な存在であった<sup>22)</sup>。現在でも葬儀時には、驅邪を目的とした「皮鼓舞」などを演じる。また固有の文字を持たないチャン族においては、「シピ」が口頭で伝える経文中の史詩「羌戈大戦」や「木吉卓」などは貴重な文化遺産である。

王B(図4)は、もとは甘堡郷爾布村に暮らしていたが、生活が苦しくなったために母が大蒲溪村小火地の出身であったことを頼って移って来た。出身地の爾布村には姉が嫁ぎ、次兄も婿入りしており、親戚づきあいが続いている。



【註】 ①の代は1944年に甘堡郷爾布村から移住。

【出所】 現地での聞き取りにより作成(1992)

【凡例】 図1と同じ

図4 王姓B系譜

解放後の王姓は、ABともに「貧農」であったという出身上の好条件を基に、公職につく者を輩出している。王Aにおいては、王定相が蒲溪・通化・綿池の郷長や理原の烈士墓の管理職を歴任し、その妹は村の最初の産婆として訓練をうけ、婦女連合会の主任である。また大蒲溪村の村長は王久清(シピ)から息子の王相泉に引き継がれ、その妹の息子達は村の党書記や阿壩県法院の裁判長である。特に王定相や王久清は、元来「シピ」であったのが、それをやめて革命に積極的に参加したといい、他の地域の「シピ」の多くが政治運動中に弾圧されたのとは異なっている。一方王Bでは、祖父が1935年に当地の十数名のチャン族とともに紅軍に参加したことを誇りとしている。四人の兄弟のうち、長男は蒲溪郷の郷長や薛城副区長、三男は理原糧食局幹部、四男は阿壩農牧学院に入って村の獣医になり、三男の長男は解放軍兵士となって沙壩

区武装部長に、三男は父の職をそのまま受け継ぐために県城にいる。以上のように王姓は公職につく機会を多く与えられ、その結果、王Aは村内の幹部となって政治上の発言力を得、王Bは親の縁で5人以上が村外で職業につき、都市戸籍を得ている。

このように村内の幹部になることは、かつては政治的優位性をもつことであり、近年ではまず第一に月給という安定した収入を得ることを意味する。特に大蒲溪のように、厳しい自然条件のために農牧業による収入の増大があまり望めず、現金収入の多くを出稼ぎにたよらざるをえない地域では、農業以外の職業による安定した収入は家庭経済に占める割合が大きい。

## (2) 「父系親族」集団の儀礼

個々の「父系親族」集団は、次のような共同の儀礼や交際を行う。

- ①春節時の「団年」：春節にはグループの成員全員が集まり、年長者の家から順に食事に招きあう。
- ②「祭祖」：12月30日の午後には、酒や猪膘<sup>23)</sup>を持って戸別に「火墳」に行き、祖先を祀る。
- ③葬儀への参加：死者の属する集団は、女性は「孝巾」を、男性は「孝衣」をつける。葬儀は、チャン族の儀礼において最も盛んであり、集落の住民全体の協力の下で行われる。その規模は、死者或いはその家族の社会的地位や経済状況によって異なるが、一般に4000～5000元以上の経費を要し、数百人から多い時には数千人の会葬者がある。また各家は、死者との関係の遠近に従って「孝巾」や「孝衣」、酒・猪膘・紙銭・マントウなどを贈り、近年は現金を持参することも多い<sup>24)</sup>。そのためにこれに要する経済的負担は同一親族集団内であるほど重く、婚儀時の出費と合わせるとかなりの額に達する。例えば徐元生(53歳)の場合、1992年には11の葬儀に参加して、孝衣1枚(約200元)、孝巾11枚(約330元)、山羊1匹(約80元)、酒、現金などを贈り、葬儀関係の費用だけで700元あまりに達し、その年度の現金収入の約半分を占めた。
- ④「作百日」：死者の死後百日たってから、同一父系親族集団の者が一緒に「火墳」に行き、山羊を犠牲に捧げ、「シビ」に経をあげてもらふ。
- ⑤農繁期の共同農作業や新築時の手伝い：収穫や整地などの時には年長者の家から順に行う。労働力の相互交換(「換工」)による互助であるが、厳密な交換の規則や現金による謝礼といった習慣はなく、手伝いに来てくれた人に食事や酒を出して謝意を表す。

これらの共同活動には二つの大きな特徴があげられる。一つは①②④にみられるような祖先祭祀であり、いま一つは⑤の互助制度である。前者についてはその活動は一般に戸別的であり、集団全体の拘束力は必ずしも強力ではない。また④のように全体で行う場合でも経費は各戸が負担しあい、共有財産とする畑などは特に設定されていない。すなわち彼らの父系親族集団は、誰がどの集団に属しているかは明確にされるが、祖先祭祀の共同執行という側面は、それほど強い紐帯とはいえない。

むしろ父系親族集団内の紐帯は、③の同一集団内での交際の経済的負担や物品の贈答、及び⑤の労働力供出において顕著である。特に⑤については、『羌村社会』では典型的な事例として汶川県簇頭郷里坪の状況を「里坪には、家門とよぶ、父系親族集団の中で実の兄弟の世帯などを



中心とした二、三世代のごく近い関係の世帯で形成される下位集団があり、これらの世帯間では、農繁期などに自分の家の仕事を差し置いてまでも親族間の手伝いに走り回る。このような労働力の奉仕は、成員にとって大変な負担には違いないが、必要なことであるという意識が強い。それは、そのような無償の労力奉仕の交換として、家門内のある家が災害や病気、戸主の死亡などのために経済的困窮状態に陥った時、或いは緊急の出費にせまられた時に、家門内の人々の厚い援助を期待できるからであり、緊急時の社会的保障がほとんど無い彼らにとってそれは不可欠であると認識されていた。つまりチャン族の父系親族集団は、緊急時の経済的保障という経済上の強い互助意識をもちあった家門がその核にあり、さらにその外側に複数の家門からなる房族があって、房族内では、共同の祖先祭祀と互助に対する緩やかな意識が共有されている」と報告している<sup>25)</sup>。

ところが大蒲溪では、里坪とはやや状況が異なり、「家門」という意識はあまりみられない。むしろ比較的近い父系親族間では、冠婚葬祭や春節、墓参りなどでその繋がりが強調されるが、日常の付き合いや農作業の互助、特に大蒲溪においては耕牛の共同所有者である「牛親家」の関係などは、父系親族と姻族が入り交じった家族間で密である。例えば余家に婿入りした左歳成の場合、最も親しく互助しあう者として王定相・韓海龍・王福・余徳発をあげる。このうち余徳発は父系の同族であるが、その他は姻族で、王定相は娘の夫の父であり、王福は息子の妻の兄で、韓海龍は妻の妹の夫である。

また父系親族集団間における互助機能そのものも、中華人民共和国成立後の人民公社の設立と解体という二つの事件を契機に内的変化がみられる。まず人民公社の設立で生産活動の共同化が進められた結果、労力供出は個人ではなく生産隊単位となり、困窮家庭には国家による経済的補助が施され、これまで主に「家門」が果たしてきた役割の大部分を、ごく日常の限られた助け合い以外は、国家の下部機関である村が担うようになった。

さらに人民公社が解体されて生産請負制が導入されてからは、個人における互助機能への依存の意識も変わってきている。大蒲溪では、生産請負制導入時に各世帯に対して世帯員数とその年齢に応じて、一人あたり15～50歳には4畝、50～60歳には3.5畝、60歳以上、15歳未満にも2.5畝の土地が分配され、生産活動は世帯単位となった。またそれと同時に個人による出稼ぎも認められるようになったため、現金収入を得る機会や収入額が増加し、人々は余剰の労力を以前にも増して外に向けるようになった。その結果、生産活動にさく労力はますます女性を中心となり、しかも第2章で述べたようにできるだけ労力を省こうとする傾向が顕著である。一方、各世帯の現金収入の増加は、緊急時への備えを各家庭単位で行うことを可能にし、また冠婚葬祭にかかる費用やそれに参加するための出費をさらに増加させている。このように個人の経済力の増加は、緊急時における経済的保障という意味での父系集団への依存度を減少させ、結果的にそれへの集結力を弱めていると考えられる。

### (3) 家族

家族とは、大蒲溪の住民には次のように意識されている。第一に、家系及び財産を共にする単位である。第二に、共食と共住の単位である。それは、彼らが「分家」の際に必ず準備するものとして家屋と「シミ（食事や暖をとるために居住部分の中心にきられた囲炉裏に置く三本足の五徳）」をあげることによる。第三に、生産請負制が導入されてからは生産活動の基本単位でもある。

現在の大蒲溪下寨では、家族形態はほとんどが核家族と基幹家族である。内訳は、夫婦とその子供からなる核家族（nuclear family）が16戸、両親と未婚の子供達、及び一人の既婚の息子とその妻子（既婚の娘とその婿と子を含む）からなる基幹家族（stem family）が9戸、両親と未婚の子供達、及び二人以上の既婚の息子或いは娘、及びその妻あるいは夫と子からなる複合家族（extensive family）が1戸である。また一戸当たりの家族数は平均5人で、ほぼ二世代或いは三世代にわたって同居している。

また家族形態を時間的な展開でながめてみると次のようである。一般に一つの家族においては、既述の三つの家族形態が、家族員の結婚や分家、死亡などを契機に順に形成され、循環を続ける。しかしそれぞれの形態の期間は一樣ではなく、経済的基盤が概して小さいチャン族においては、複合家族の形態が長期間続くことはほとんどない。また『羌村社会』では、この循環に限られた一定の財産を次々に均等分割するという形で行われるために、戸別の財産は常に縮小化し、各成員は貧窮化していくと指摘する<sup>26)</sup>。そのため複数の兄弟がいるのに分割するべき財産が足りない場合には、しばしば男の跡継ぎのいない家や労働力の足りない家に「上門（婿入り）」することがあり、チャン族社会ではこのような婚姻の例が少なくない（後述）。

このようにチャン族においては、大家族を維持していくだけの経済的基盤がないため、伝統的に核家族化の傾向が強くなり、家族に二人目の子供の既婚者が出る時や、未婚の末弟が両親とともに家計を維持していけるだけの年齢に達している場合、また一般には結婚して2～3年後には分家するのが普通である。そして分割すべき財産は、畑・家屋・家財道具などをあらかじめ兄弟の数で均等に分け、母方の叔父の立ち会いのもとでクジ引き形式で決めていく。また生産請負制以降も、やはり耕地の絶対的な不足が分家の際の不安材料となっており、農業条件のよい低地の河壩村で畑を開墾して自力で耕地を増やしたり、従来のように男性を婚出させて分家を避ける方法もとられている。ただし近年は出稼ぎによる収入が増え、一戸当たり4畝というわずかな耕地での分家も行われるようになっている<sup>27)</sup>。

## 4. 婚姻

大蒲溪における婚姻の特徴の一つは、村内婚が多いことである。[表2]によれば、婚姻による人の移動は、ほぼ言語や風俗習慣が共通する蒲溪十寨の内部で行われており、十寨の境を越えた地域との交渉はほとんどみられない。また蒲溪村内での婚姻の割合が非常に高く、婚入におい

ては約80%、婚出においても約55%に達している。すなわち彼らの婚姻は、外部に対しての交渉や関係確立のためではなく、従来の生活圏の維持と存続を主な目的として行われてきたものと思われる。

さらに大蒲溪（下寨と上寨）内での婚姻の比率も約40%に達しており、ほぼ半分の婚姻は集落内部で条件をみたしていることがわかる。では婚姻にはどのような条件が必要とされていたのだろうか。大蒲溪下寨では、各父系親族集団間に次のような規範と一定の組み合わせがみられる。まずそれぞれの集団には同姓不婚の規範があり、特に移住してきた三人の兄弟を祖先とするという伝承をもつ韓の三つの集団間では、すでに何代も経ているにもかかわらず決して互いに通婚することがなく、また外部の韓姓とも結ばない。これに対して王や余の姓は、同姓でも祖先を別にする場合は、集落外ならば通婚する。

次に婚姻の組み合わせとしては、ⅠとⅡの二つの型がみられる（図5）。各集団は、基本的にはそれぞれが婚姻の対象を有する族外集団をもつⅠ型である。しかし集落内では、上寨の韓Bを核として王A・楊・余の集団が循環的に互いに対象を提供しあっている。換言すれば、大蒲溪は複数の父系集団から構成されていて、人口の過半数を占める韓姓は他姓にとって有力な対象となりえた。特に韓Bは、他姓にとって集落内の最大の族外集団であった。それはまた韓Bが、王A・楊・余及び周の各集団と互いにほぼ等しい社会的地位や経済力を有すると認識されていたことを示している。

さらにこのような等価的な集団間では、婚約から同居までのいくつかの過程の中で男性側が女性側に酒をおくり、女性側がそれを受けとることを数度繰り返し、またそのつど酒席を設けて一族の同意と承認を経ながら婚約が成立していく<sup>28)</sup>。蒲溪十寨の場合は、女性側は、男性側の申し込みを承諾して婚約したことを表す「開口酒」、親戚友人を招いて婚約の同意と承認を得る「定準酒」、婚出の日程を決定した時の「放口酒」などの手続きをふむ。

彼らの言葉によれば、婚姻における聘財に匹敵するものはチンクー酒である。チンクー酒は、彼らの習慣では様々な儀礼や交渉の場面において重要な社会的意味をもち、複数の人々がひとつの甕にさした竹の管から順に酒を飲みあうことは、約束の成立や儀式の完遂、和解や謝礼や歓迎など様々な意味を表す<sup>29)</sup>。つまり彼らの婚姻は、女性側への娶嫁代償によって成立するというよりもむしろ姻族間の関係の確立を象徴する意味が強く、具体的には父系親族集団と姻族集団の間には次のような互助の期待があったと思われる。まず男性側は、婚約から同居までの間に本人が頻繁に女性側へ行って農作業などを手伝い、節季ごとには贈物をもって訪問しなければならない。また婚族となった家は、しばしば男性側の家と「牛親家」の関係を結ぶ。「牛親家」とは耕牛を共有する家のことをいう。チャン族居住区では土地が固いために2頭の犏牛で1本の犁を引いて整地する方法がとられており、しかも耕作用の牛とする犏牛は1983年当時でも1頭が800円と高価であったため、耕牛は古くから複数の家で共有する習慣があった。また耕牛を所有できない家は富裕な他家から借りなければならなかったが、返済時には1頭につき6～12人分の労力で支払わなければならなかった。

表2 父系親族集団別の婚出・婚入（蒲溪村下寨）

[I] 婚出

	大蒲溪	蒲溪村	蒲溪郷	蒲溪十寨	その他	計	女性	男性
韓 A	1	3 / 1	1 / 1	5 / 1		10	7	3
韓 B								
韓 C	1	1		1 / 1	1 / 1	4	2	2
王 A	3	2		3 / 1		8	7	1
王 B			3 / 1		2 / 1	5	3	2
楊	3			1		4	4	0
余	4	1				5	5	0
周	2	1	1			6	6	0
計	14 35.0%	8 20.0%	5 12.5%	10 25.0%	3 7.5%	40	32 80.0%	8 20.0%

[II] 婚入

韓 A	2 / 1	7 / 1	4 / 1			13	10	3
韓 B	2 / 1	3			1	6	5	1
韓 C		3				3	3	0
王 A	4 / 1	2 / 1	1			7	5	2
王 B	1	2				3	3	0
楊	3 / 1	1	2			6	5	1
余	3	2		1 / 1		6	5	1
周	3					3	3	0
計	18 38.3%	20 42.6%	7 14.9%	1 2.1%	1 2.1%	47	40 85.1%	7 14.9%

[註] 3/1という数値は3人の中に男性が1人含まれることを表わす。

[出所] 現地での聞き取りによる（1992）

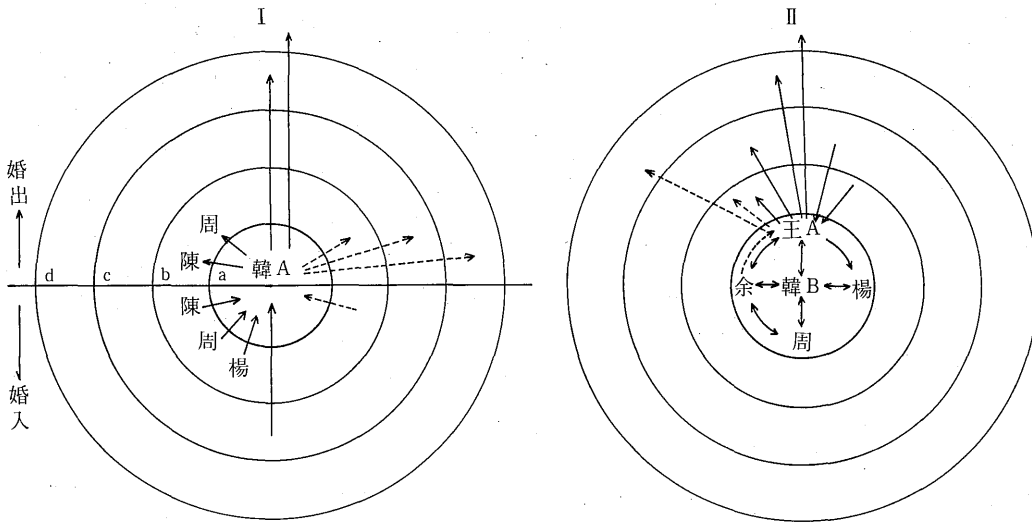
現在の下寨では、「牛親家」の関係を結ぶ複数の家は、父系親族集団と姻族の組み合わせであることが多い。例えば韓宝泉は、同じ韓Aの2戸と母舅家との4戸で3頭の耕牛を所有する。また王相泉は、同じ王Aの余潤生と妹の婚出先である堯家、及び妻の出身集団である韓Aの韓世龍とその娘の婚出先である余姓の2戸の合計7戸で4頭の耕牛を共有する。「牛親家」間では、整地期間には各家が交替で耕牛を使用して養い、その他の期間中は、山頂の牧夫に世話を委託し、その費用は各戸が均等に負担する。また10月1日の「牛王会」は、かつては集落全体で廟において盛大に行われていたが、現在では全体の主催ではなくなったものの、「牛親家」の各戸が一か所に集まり、次年の牛の使用などについて取り決める重要な日となっている<sup>31)</sup>。このように「牛親家」どうしは、生業の中心である農作物生産において利益を共有する経済共同体ともいえるべき関係を結ぶ。

以上のように大蒲溪では、異なる父系親族集団間の循環的な交換によって婚姻が結ばれ、集落内ではほぼ半分の組み合わせが成立している。また父系出自による親族集団は、それ自体は強い集結力を有するものではないが、異なる集団を構成する家と家との間ではお互いが婚姻による一定した無数の紐帯を結びあい、労役や贈物の交換、耕牛の共有などの経済共同体的な関係を確立している。

また限られた地域内での婚姻が進められた結果、大蒲溪では必然的に「換親（交換婚）」という形態が頻出している。ここにいう「換親」とは、異なる家族の間で兄弟姉妹を交換しあうことによって二組以上の婚姻を成立させるもので、下寨の事例の中では5例あり、王A・余・楊・周姓が上寨の韓Bと、韓Cが同一村内の大寒寨の王姓と結んでいる。例えば楊徳山（44）の妻である韓周姑娘（上寨・韓B）の実家では、三男二女の兄弟のうち4人が下寨の楊家や大寒寨の楊家と兄弟姉妹を交換しあい、4組の婚姻を成立させている（図6）。

そしてこのような「換親」を行う家では、姻族との結び付きが強固であるためにより確実な労役奉仕や労働力の交換を手に入れることが可能であるとともに、現在でも4000～5000元は必要とされる婚姻の経費を相殺によって軽くすることができる。というのも1983年の生産請負制導入後、出稼ぎによる現金収入が増加するにつれて婚姻費用は増大する一方であり、一部を相殺して経費の負担を軽減することができる「換親」は、対象を得やすいという現実的な理由も加わって、盛んに行われている。

ところで大蒲溪の集落や蒲溪村内で広くみられる内婚的な傾向は、蒲溪郷全体でも同様であり、それには次のような経済的要因の影響が考えられる。蒲溪郷は、かつて一人当たりの耕地面積が理県その他郷に比べて半分以下で、年間3～4か月分の食料が常に不足するという、チャン族全体の中でも特に経済的に遅れた地域であった<sup>32)</sup>。そのためアヘン栽培が盛んであった1940年代後半以外<sup>33)</sup>、郷内に入ってくる者は少なく、出ていく者も農閑期に一時的な出稼ぎにいく男達であり、外部への婚出による人口の流出はあまり多くはなかった。このように彼らの生活圏は、極めて閉鎖的に長期にわたって続いてきたものといえ、婚姻は、限られた農地における人口の配分を調整するという大切な機能をもつものであったと考えられる。

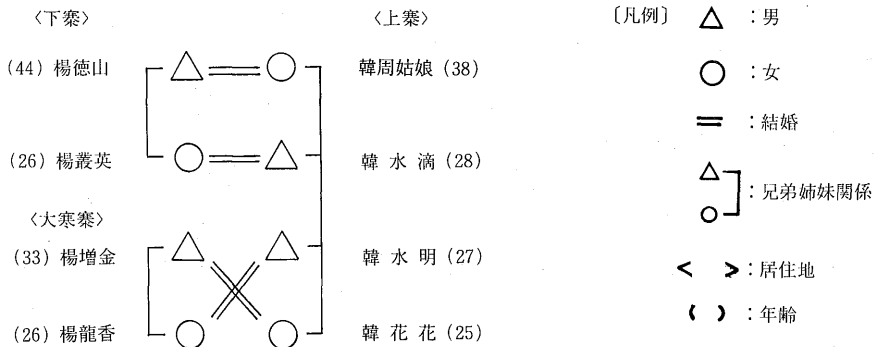


〔凡例〕 aは大蒲溪（上寨と下寨）  
 bは蒲溪村  
 cは蒲溪郷  
 dは蒲溪十寨  
 →女性の婚出入  
 ←男性の婚出入  
 記入の姓は、2組以上の婚姻関係を結んだ集団

〔註〕 I型は通婚圏にaを含まないもので、韓Aと韓C。II型はa内で循環的に通婚し、さらにdまで含む。王Aはその典型的な事例。

〔出所〕 現地での聞き取りにより作成（1992年）

図5 下寨の婚姻圏



〔凡例〕 △：男  
 ○：女  
 ==：結婚  
 △ } 兄弟姉妹関係  
 ○ }  
 < >：居住地  
 ( )：年齢

〔出所〕 現地での聞き取りより作成（1992）

図6 「換親」

## 5. 妻方居住婚

チャン族は、第2章でのべたように父系の親族組織によって集落が形成されており、婚姻も、一般に、女性の入嫁・夫方居住の形態をとり、出生児は父方の姓をなす。しかし実際の統計をみると、大蒲溪下寨の87の事例(表2)にも明らかなように、父系理念とは異なる妻方居住婚や、父方と母方にわたる交叉イトコ婚<sup>34)</sup>の形態がしばしばみられる。

大蒲溪下寨では、婚入の47件のうち7件、婚出の40件のうちの8件が男性の移動によって成立したものであり、全体における割合は前者が14.9%、後者が20.0%に達する。この数字は、妻方居住婚の多い事例としてだされたペー族の雲南省大理白族自治州蒼村の14.3%<sup>35)</sup>と比較しても明らかなように、その発生率はかなり高い。またそれぞれの事例をみると、婚入の男性の年齢は20歳代から80歳以上の各世代にわたり、各父系親族集団はかつての貧富の差にかかわらずほとんどが複数の事例をもつ。すなわち下寨における妻方居住婚は、年齢や世代、属する父系親族集団及びその経済的状況などの違いに関係なく、広く行われてきた形態であると考えられる。

一方婚入りに対しての人々の意識は、息子がいない場合にとる方法であるとし、当事者や周りの人々も贅婿であることを隠したり蔑視したりする風はあまり感じられない。むしろかつてのチャン族の富裕層の中には、同時に幾つもの資産家の家に婿に入り、複数の姓をなす者もいた<sup>36)</sup>。というのも贅婿は、婚家では実子と同じ地位を得て財産を継承する権利をもっていたからである。ただし誰もが無条件に贅婿になれるわけではなかった(後述)。このようにチャン族における妻方居住婚は、夫方居住婚に比べて社会的評価が劣るものとは意識されておらず、むしろ娘だけしかない場合の当然の形態として古くからの慣行であったのではないかと推測される。シピが結婚式で経文「ムチ」を唱え<sup>37)</sup>、夫方居住婚の正当性を次のように強調するのは、逆に妻方居住婚がいかに普遍的であったかを物語るものといえる。

婚姻は、昔と今では大いに違う。昔は、男性が家を出て女性の家に入った。しかし女性は行いに節度がなく、神聖な「シミ(囲炉裏に置く3本脚の五徳)」のまわりで鼻をかみ、虱をつぶし、食事の時には犬や豚を上席につかせた。神は怒った。その罪は重いと父母は娘を責めたが、娘は改めなかった。そこで以後は娘を家に残すことをやめ、男性が女性を娶って男性の家で暮らすようになった。

では現状では、妻方居住婚はどのような状況下で頻出しているのだろうか。[表3]は、下寨において贅婿を迎えた7件と男性を婚出させた8件の事例である。贅婿を迎えた女性側は、一人娘が3件(うち1件は父の妹の息子との婚姻)、二人姉妹の姉が1件、弟をもつ一人娘の例が1件、寡婦が2件(うち1件は亡くなった兄の妻との「填房」)である。まず原則として、息子はいるが娘がいる場合は、娘に婿を迎える。娘を出して男性の養子をもろうという例は、各地の調査においてもほとんどみられなかった。養子は、全く実子がいない場合にはじめてとられる手段である。また贅婿を迎える時の手続きや儀式の段取りは、女性が入嫁する時とほぼ同様に行われ<sup>38)</sup>、女性側から男性側には酒が贈られる。婚姻後は、贅婿は妻方の姓に改め(現在は改姓しない)、

表3 蒲溪村下寨の妻方居住婚

[I] 男性の婚出

	出身父系 親族集団	現在の 年齢 <sup>①</sup>	婚出先	女性側→ 男性側	男性側の家庭状況
1	韓 A	90以上	<sup>②</sup> d 薛城郷大岐山	酒	四人兄弟の三男 四人兄弟の四男，父母が12才の時に死亡，相手は寡婦 二人兄弟と妹一人の次男，相手は十四才下，子供は長男が王姓，他は母方姓 四人兄弟の次男，婚出先は王Bの出身地に「上門」。 四人兄弟の長男 二人兄弟と二人の姉の末子 二人兄弟と二人の姉の末子， <sup>③</sup> の息子 二人兄弟と二人の妹の次男 父が5年前に死亡
2	韓 A	78(21)	b 蒲溪村大寒寨		
3	王 A	73(20代)	c 河壩村溝口		
4	王 B	50代	e 甘堡郷耳甫村		
5	韓 C	50	d 薛城郷小岐山		
6	韓 A	40代	c 河壩村老鴉		
7	王 A	26(25)	d 薛城郷里子坪		
8	韓 C	24(23)	e 汶川県壩多村		

[II] 男性の婚入

	婚入父系 親族集団	年齢	出身地	女性側→ 男性側	女性側の家庭状況（備考）
1	楊	80代(30)	<sup>②</sup>	酒 酒 酒 酒 酒	一人娘 寡婦，相手は亡夫の弟 二人姉妹の姉 一人娘 一人娘，相手は父の妹の息子 寡婦 一人娘，六才下の弟がいる
2	韓 A	78(40)	a 蒲溪村下寨		
3	余	65(22)	d 薛城郷小岐山		
4	王 A	55	a 蒲溪村上寨		
5	王 B	53	c 休溪村		
6	韓 B		c 河壩村半坡		
7	韓 A	25	b 蒲溪村大寒		

[註] ① ( ) は婚入りした時の年齢。

② 図5の婚姻圏区分による。aは大蒲溪，bは蒲溪村，cは蒲溪郷，dは蒲溪十寨，eはそれ以外。

③ 酒は原則としてカメ入りのチンク一酒。

[出所] 現地での聞き取りにより作成（1992年）



子供も妻方の姓をなのる。贅婿の地位は、婚家では実子と同様の扱いを受け、婚家の財産の相続権を得る。妻が死亡した場合は、再婚や家を出ることも自由であるが、家を出た場合は財産の継承権はない。このように婚儀の進め方や贅婿の家族や社会での地位をみるかぎり、夫方居住であるか妻方居住であるかは息子の有無によって選択されるものであり、両者における社会的評価の優劣は本来的にはなかったと思われる。彼らは家の継承については男女に関わりなく実子を優先し、その言によれば「財産を他人に奪われないようにする」のである。かつては乳幼児の死亡率が極めて高く、大蒲溪上寨の婦女会主任の王さんの話では、一人で8～9人を身籠もるのもまれではなかったが、結局せいぜい2～3人しか成人できなかったといい、成人に達した実子そのものが貴重な財産であったといえる。

さらに妻方居住には次のような現実的な利点もある。男性の出稼ぎが恒常的に行われていたチャン族においては、女性が農作業や家畜の世話などの家庭内の経済活動の大部分を担ってきた。彼らには「女的養活男的（女性が男性を養う）」という諺もあり、共和国成立以前は、男性は、習慣として牛を使用する整地以外の農作業にはほとんど参加しなかったという。そのため女性の労働力は極めて重要であった。つまり実生活の中心的役割を担う娘を家に残して婿を迎えることは、従来どうりの生活の維持継続のためには最も現実的な解決法であったといえる。

ところで住民はしばしば次のようにいう、妻方居住婚は息子がいない場合にのみ許されると。しかし現実には、弟がいるのに姉に婿を迎える例も少なくない。これは主に弟と姉の年齢差が大きい場合であり、労働力の不足を補うためだと彼らは説明する。家の継承というよりも労働力の確保を目的に行われる妻方居住婚は、特に今世紀にはいつてから耕地に余裕のある地域や富裕なチャン族の間において増えてきたといわれており<sup>39)</sup>、その背景には、19世紀末に漢族地区からトウモロコシや新種のジャガイモがこの地に導入されて農作業の期間や手間が増え、これまで以上の労力が必要になったこと、灌県と松潘を結ぶルートでの交易が増えてたくさんの漢族が往来するようになったことなどをあげる説もある<sup>40)</sup>。

しかし労働力の確保を主目的とする妻方居住婚では、たてまは贅婿の婚家での地位や財産継承権は妻の兄弟と同じであるとされるが、実際に贅婿がこの権利を手にするためには、持参金に匹敵する財産を持っていかなければならなかった。贅婿の地位は低くないと住民自身が語る汶川県羅朴郷羅朴村や綿池郷羌鋒村簇頭、茂川県渭門郷永和村などでも、贅婿となる者は生家の財産の相続権をもっており、婚入時には分与された畑や家畜などをもって婚入りするのである。

これに対して生家が貧しかったり兄弟が多いために何も用意できない者は、婚姻前に婚家において1～2年の無償の労役奉仕をしなければならなかった。むろんその間は娘との同居は許されない。しかも労役奉仕によって贅婿になる者は、当然ながら家族におけるその地位は持参金つきの贅婿のようではない。婚家の財産の継承権は得るものの、婚入りの前に契約書を婚家側にいれなくてはならなかった。青片郷では、「某某上門、永遠不走。如果上門贅婿跑回老家，女方要去搜回来。但回来後不会有处罚（某某は婚入りしたら決して逃げ出すことは致しません。万一実家に逃げ戻った場合でも婚家が連れ戻しに来たら戻ります。ただしその場合は罰をうけることはあ

りません)」とある。これは婚姻というよりもむしろ労働契約である。さらに贅婿が漢族である「上門漢」の場合は契約内容はもっと厳しく、もし逃げ出すようなことがあったら打ち殺されるという条項が加えられていた<sup>41)</sup>。このような漢族は、現地の住民よりも一段低い者とみられていたのである。というのも民国時代にチャン族地区にやって来た漢族男性は貧しくて行き場のない者達が多くて、内地で食い潰して流れてきた者や小商いや漢方薬材取りであったり、1930～40年代にこの一帯がアヘンの一大産地となった時のアヘンめあての者などであったためである。漢族地区により近く、接触の多かった汝川県の『汝川県概況』には「上門漢」のことが特に記されており、当時ここにやってきてそのまま現地のチャン族と結婚して住み着いた者が少なくなかったことが推定される<sup>42)</sup>。彼らの多くは、チャン族の暮らしの中でチャン語を覚え、チャン族の習慣を身につけていったが、婚家の家族と対等ではなく、家族を養い、その家の子孫を作る役割を担う者にすぎなかった。

これは、寡婦が贅婿を迎える「填房」の状況に近い。寡婦は再婚は自由であるが、婚家を出て再嫁する場合は子供も財産も持ち出すことができなかった。そのため子供が小さい場合は、一般にそのまま家に残って贅婿を取る。特に亡夫に未婚の弟がいる場合は、義理の弟の「填房」が現在でも多い<sup>43)</sup>。しかし寡婦自身が社会的に忌むべきものとされていたため、贅婿も生家が貧しくて分家できないとか、体にやや問題があるなどといった事情のある者が多い。またその婚儀も、夜に、近い親族を招いて披露するだけである<sup>44)</sup>。

次に婚出した男性側の状況を見てみよう。8件の事例から気づくことは、贅婿となる男性は、①兄弟の数が複数で、ほとんどが次男以下である、②婿入りの年齢がおおむね成人(16歳)後である、③生家は困窮している家庭とは限らず、その貧富は必ずしも婿入りの決定的な原因ではない、④婚家の選択範囲が村外や蒲溪十寨をこえた地域にも及んでいて、女性に比べて選択範囲が広いなどである。

このうち①は、財産の均等分配と耕地の不足という問題に関わっている。第1章でも述べたようにチャン族は、ふつう結婚後2～3年で分家し、原則として畑や家が均等に分けられる。ところが家屋は、一族や村人の協力を得て比較的容易に準備ができるが、耕地は絶対的に不足している。例えば1993年に3人の兄弟が分家した楊徳山らの場合は、分家後は1戸当たり4.3人の家族を4畝の畑(一人当たり0.83畝)で養っていかなければならず、夫の出稼ぎの現金収入だけが頼りであると妻達は不安を口にしていた。しかし下寨全体の分家状況をみると、楊兄弟のような分け方をした例はまれであり、それは生産請負制導入後に一定の現金収入が出稼ぎなどによって確保できるようになって漸く可能となった事例と考えられる。一般には韓宝泉・王水泉・王相泉のように、複数の兄弟のうち一人が贅婿として婚出したり、王福・王発元のように、弟が都市戸籍を得て下寨を離れる。これらは一戸あたり5.8人の家族で12.8畝(一人当たり2.21畝)の畑を所有している。このように耕地の増加がほとんどのぞめない状況の中では、複数の兄弟のうち一人或いは複数の家を出、結果的に分家による耕地の細分化がさけられている。換言すれば男性の婚出8例の特徴である①～④のうち①と③及び④は、対象を広く求めた婿入り婚によって男性の

流動性を高め、集落における耕地と人口の調整を巧みに行ってきたことを示すものといえる。また②は、チャン族の贅婿が即効的な労働力を期待されていることを示しているが、それは王久清のように14歳年上の夫という年齢差の大きい夫婦をうむ原因ともなっている。

最後にチャン族における妻方居住婚の特徴や頻出しやすい要因を、横山廣子によって詳細な分析がなされたペー族の妻方居住婚の場合との比較から考えてみたい。横山によれば、ペー族社会で妻方居住婚が多発するのは、その要因として「強い機能を持つ父系出自集団の欠如、大家族制の欠如、生活共同集団（家族）の独立制と存続性、労働力の必要、女性の役割の重要性、高い人口流動性」といった漢族社会において指摘されたそれと類似した状況があるとする<sup>45)</sup>。実はこれらの要因については、チャン族においても似通っている。特に家庭における核としての女性の位置と役割が、必然的に妻方居住婚の発達に関連していることが注目される。チャン族の社会では、男性は長期的な出稼ぎや高山地区への漢方薬材の採集などのために一年の半分近くが不在である。そのため農作業や放羊などの家庭の経済活動のほとんどを女性が担ってきたのであり、その家庭における重要性を考慮すれば、妻方居住の形態で結婚し、後に財産の分与を受けて分家する方がむしろ生活上の変化が少ない。チャン族の始祖ムジヨ（天帝の三女）の結婚を語るシピの経文「木吉卓」<sup>46)</sup>は、まさにこのような婚姻形態と娘への財産分与を彷彿させる。そして贅婿が婚家の財産の継承権をもつとは、女性がもともと生家の財産継承権を持っていた可能性を暗示するものとも考えられる。

しかしチャン族の妻方居住婚には、ペー族のそれとは異なる点もみいだされる。横山は、ペー族の妻方居住婚の質的な特徴として①財産及び祖先祭祀の継承者としての贅婿の地位が確立している、②贅婿及び婚姻自体に対する社会的評価が特に低くない、③婚礼前（10歳前後から15、6歳位まで）に贅婿が婚家へ移動する形態が発達している、④贅婿が婚家で息子同様の地位を得る一方で、その生家との関係が柔軟性を持って存続する、その具体的な例としては、贅婿として婚出した男子が生家の主催する儀礼において生家の父系親族の資格で特別の役割を担うことがしばしばあることや、贅婿に複数の息子が生まれた場合はそのうちの一人は生家にもどって財産を相続する権利を有するなどあげ<sup>47)</sup>。チャン族においては、①②は同じであるが、③④が異なる。チャン族の贅婿は、親がその婚姻を決定することはせずに、自らの意思で決めるとされており、ほとんどが成年に達してから婚出する。また④については次のように考えられる。チャン族の婚入り婚では、一般に贅婿は婚姻後に婚家の姓に改め、子供も婚家の姓をなす。しかし生家で財産分与を受け、それを持って贅婿となる場合は、大蒲溪の王久清の例のように、本人は改姓せず、複数の子供は父方と母方双方の姓を引き継ぐことが許されるのである。

さらに横山は「漢化される前の白族社会に妻方居住婚が多く、その影響が残ったと考えるのは、最も漢化されていない碧江の白族が妻方居住婚を恥として行わないことから無理があるように思われる」とし、妻方居住婚がペー族の古くからの婚姻慣習であったとはいい難いとする<sup>48)</sup>。これに対しチャン族の場合は、昔からの慣行としてあったのではないかと考えられる。それは既述の理由に加えて、最も漢化されていない茂県北部において男性の婚出が女性のそれと社会的にほ

とんど同等のものとして頻繁に行われてきたばかりではなく、その風潮は漢族の影響を強くうけてきた汶川県羌村のような地域にも残存しているからである。

## 6. 結語

これまで、チャン族の社会は父系的であるとするのが一般的であった。それは、徐平の『羌村社会』では汶川県簇頭郷羌村の「家門」とよぶ強い同族意識をもった父系親族集団の存在によって証明され、本稿でも理県蒲溪村大蒲溪が7つの「父系親族」集団によって形成されていることで明らかにされた。

しかし父系親族集団の機能という面においては、大蒲溪と羌村には大きな隔りがある。大蒲溪の場合は、「父系親族」集団は羌村のように強い機能をもっておらず、むしろ父系と母系の双方の集団が、経済的互助や秩序の維持など様々な場面で複雑な関係を保っている。むしろ大蒲溪には父系の理念が確かに存在しており、春節前の共同の祖先祭祀や葬儀などの場面で住民の帰属集団を明確に区別するものではあるが、「牛親家」の成立状況にみられるように、実際の生産活動においては家庭単位で父系と母系の両方の近い親族と互助関係を結ぶ傾向が強く、むしろ姻族の方が、「父系親族」集団内での協力関係よりも労働の確保と交換において大きな意味をもっているといえる。

また婚姻形態においても、チャン族全域にわたって父系理念に基づく女性の入嫁・夫方居住・子供の父系出自という形が一般的であるが、同時にその理念に反するような妻方居住婚も頻出しており、第5章で述べたように基本的に両者における社会的評価の優劣はなかったものと考えられる。妻方居住婚は、古くからの慣行としてほぼ全域にわたって高い発生率を示しており、婚姻において婚出するのが男性であるか女性であるかは、後継ぎの男子の有無よりも、むしろ分家を前提とした耕地と人口とのバランスに大きく左右され、決定されていたのではないかと考えられる。

ところでチャン族の妻方居住婚の特徴の一つとしてとりあげるべきものに「上門漢」の存在がある。これは今世紀にはいって漢族との接触が増えた南の汶川県や東の北川県を中心に盛んに行われた。漢族は、清末以来、漢方薬材や羊毛、毛皮、アヘンなどを求めて続々とチャン族地区に進出し、漢族男性の中には、現地のチャン族に婿入りして言語や習俗の面でチャン族に同化し、そのまま定着する者も少なくなかった。しかしその多くが行き場のない貧しい者達であったため、「上門漢」はふつうのチャン族の贅婿よりも低く扱われた。そしてこのような漢族の贅婿を多く受け入れたことが贅婿に対する人々の見方を変化させ、従来の贅婿の社会的地位を相対的に低くして贅婿を恥とする考え方を広めていったであろうことが推測される。すでにいたるところで、「上門」は男性にとって恥であるとか、些か不名誉ではあるといういい方がしばしば口にされている。しかし一方で、チャン族は外来の漢族男性を受け入れることによって技術や生活一般にわたって「漢化」を進めてきたともいえ、「上門漢」は、チャン族の「漢化」をめぐる今後の課題として検討していきたいと考えている。

## 註

- 1) 李紹明 [1988, pp 52-58], 松岡正子 [1988, pp 2-7] に詳しい。
- 2) 殷墟卜辞には, 「某…上従羊角, 下従人」, 『説文』卷四上釈羌には「西戎牧羊人也」とある。「羌」族は商と敵対し, 捕虜となって祭祀の人身犠牲とされ, 「羌」の文字は羌人, 方国名, 地名などを表す, とある(徐中舒『甲骨文字典』四川辞書出版社, 1988, pp 415-417)。
- 3) 羅・時編 [1983, pp 81-123] による。
- 4) 銭安靖 [1987], 趙義 [1988a, 1988b] などがある。
- 5) 徐平 [1993, pp 90-94] による。
- 6) 羌村は, 成都から北へ127キロ, 汶川県の岷城からは南へ19キロの位置にあり, 成都と阿壩を結ぶ成阿公路沿いにおいて交通の便がよく, 古くより漢族との接触が頻繁であった。人口146人のうち, 8人がチベット族, 2人が漢族(羌族に婿入り)で, あとはすべてチャン族である。普段の言語はチャン語であるが, 漢語を用いる機会が年々増えており, 若者の中にはチャン語を話せない者も出てきた。葬儀の際にシピ(宗教職能者)が唱える経文は, すでに60歳以下の者には理解できないという(徐平 [1993, pp 11-17])。
- 7) チャン語は南と北の方言に大別され, さらにそれぞれ5つの「土語」に分けられる。このうち南部方言では「土語」の差が大きく, 数村内でしか通じない場合もあり(孫宏開編『羌語簡志』1981, pp 1-3), 漢語が共通語として使用されることもあるという。また北部方言を話す7万人のうち6万人は, 1953年の国家による民族識別でチベット族に分類されている(松岡 [1994, pp 145-146])。
- 8) 蒲溪郷の村別の戸数と人口は, 1991年度の統計によれば, 蒲溪村が124戸・678人, 休溪村が73戸・400人, 奎寨村が36戸・207人, 色爾村が56戸・346人, 河壩村が65戸・343人で, 一戸当たりの家族員数は平均5.45人である。なお総人口358人中, チベット族が10人含まれる以外はすべてチャン族である。
- 9) 邊政設訂委員会編 [1940a, p 27] に, 「十寨は理県の岷城の西, 沱江の右岸に位置し, 住民はいつも粗い毛で織った黒の長いベストを身につけている, 黒水語に似た独自の言語をもっているが, 多くの者が漢語を理解する, 早くから政府の直轄統治を受け, たびたび徴兵されてきた」とある。
- 10) 冠仁義 [1991, pp 74-77] に詳しい。特に服飾においては, 女性の頭に着ける布の巻き方や形が地域によって異なっているため, それによって一目で出身地を判別することができる。
- 11) 祭山会は, かつては山の神を祀るチャン族の最大の祭りであり, 蒲溪郷では毎年10月1日に山の神や寨神を迎えて収穫感謝を表した(松岡 [1993, pp 43-53])。
- 12) 5つの集落のうち小火地だけは高度が3000メートルを越えていたため近年まで食糧の十分な生産ができず, 不足分を大蒲溪の親戚に頼って購入していた。
- 13) 蒲溪村下寨の王水泉(50)は, 1986年に河壩村の王金山からサンショウの苗を700株買い入れ,

3年目から収穫した。一株5分（現在は1元=100分=12円）の代金のうちの3分が国家の補助であった。しかし1992年までに450株が寒冷な気候のために枯れて失われ、現在残っているのは150株余りで、収穫量は30斤（1斤は9.5元）にすぎない。下寨ではサンショウの1戸当たりの所有数は平均50株に満たない。

- 14) 河壩村の邵学良(52)は、妻と一男(既婚)二女の6人家族で、畑9畝、サンショウ400株(年間収入は4000元)、リンゴ(1000斤)、豚4頭、鶏30羽、馬2頭、黄牛5頭、山羊60匹を所有し、さらにトラック1台を購入して運送業で年間1万元以上を稼ぐ。河壩村で富裕になった家は平均して数百株のサンショウとリンゴを所有している。
- 15) 理県龍溪郷龍溪寨の老シビ(宗教職能者)の余(1951年当時76歳)によれば、チャン族には元来「房名」があり、1955年の調査時にはまだ使用されていたという。また、同郷の回龍寺の鐘には毛耳己・余約己・哭吾己などの名が刻まれ、龍溪寨の清朝乾隆35年(1770)の「火墳(火葬場)」の碑にも毛耳志・何必志などの名があり、これらが「房名」だとされる(西南民族学院民族研究所編, 1984a, pp 121-122)。
- 16) 冠仁義[1991, p 77]による。
- 17) 現在、韓Aは4世代にわたり、下寨の6戸と上寨の4戸からなり、韓Bは分家した4人の兄弟、韓Cは2人の兄弟の家族からなる。
- 18) 伝承によれば、韓Aが「火墳」の場所を現在の村の入り口に決めた時には、ヤク(高度3000メートル以上の高地で飼われる長毛のウシの種、耐寒性にすぐれている)の首に刀で傷をつけて放ち、走らせて倒れた地を選んだという。
- 19) 中国の戸籍には、都市戸籍と農村戸籍の区別があり、子供の戸籍は母親のそれによって決定され、原則として変更することはできない。すなわち農民の子として生まれた者は一生農村戸籍のままであり、大学生か軍人になる以外には都市に定住することはできず、数年前までは都市への自由な旅行も許されなかった。この戸籍法は、都市と農村の貧富の差がはげしい中国において、膨大な農民人口が無制限に都市へ流入することを防ぎ、農業の安定した生産を維持するという役割を果たしていたが、現在では有名無実化しつつある。
- 20) 理県(かつての理番県)は、西にギャロン・チベット族と接し、県内の北部には「黒水番」とよばれる極めて好戦的かつ独立的な集団をかかえ、清朝政府に対する少数民族の「反乱」の多い、治安の安定しない地域であった。そのため清・乾隆17年(1752)に「改土帰流(少数民族の首長を土司に任じて行う間接統治を廃して政府の直轄とする)」が行われた後には、この地に5か所の駐屯地が設けられた。しかし[邊政設訂委員会編, 1941a, p 30]によれば、1935年に共産党軍が通過した(長征)時に県内の銃がほとんど持ち去られてしまい、再び県内の「夷匪」があばれだしたと記されている。また住民の話では、1940年代にはいって蒲溪郷でもアヘン栽培が盛んになると、それを狙った賊が村を襲撃する事件が起こるようになったという。
- 21) 河壩村の韓村長(38)によれば、村の河壩寨はかつては冬の放牛場で僅か10数戸の家しかなかったが、1983年に生産請負制が開始されてからは開墾や親戚を頼って移住してくる者が増え、

- 現在では33戸・180人に達したため、今後は無制限の移住は認められないという。
- 22) 「シビ」は、かつては術によって人や家畜の病気を治療し、春の耕作開始時や秋の収穫後の村全体の祭牛会や祭山会、冠婚葬祭を取り仕切った。代々の「シビ」の家に生まれた王定相(66)は、18歳から7年間修行して、政治運動が激しくなる1955年までの約3年間に全村規模の大祭である「解玉」と「還願」を6回ずつ行った。また王久清(73)によれば、「シビ」の祖である「ドシェビ」は唐代に西天から経典を持ち帰り、当時180戸あった集落から18人の弟子をとった、以来弟子達は、正月初二に最年長の「シビ」の家に集まって祖を祀るようになったという。
  - 23) 「猪膘」は豚の乾燥肉。春節前に一ないしは数頭殺して室内や食糧室の天井に吊し、煙りで燻しながら乾燥させる。住民間の交際時の贈答品としてチンケー酒とともに欠かせないものであり、毎年多数の豚を殺せる家ほど金持ちであるとみなされている[松岡, 1993, pp 151-152]。
  - 24) 松岡 [1990c, pp 112-122] 参照。
  - 25) 徐平 [1993, pp 91-98] による。
  - 26) 徐平 [1993, pp 74-89] による。
  - 27) 蒲溪村下寨の楊家が1993年に分家した時、家族は両親、長男(44)とその妻と3女、次男(30)とその妻と1男1女、末弟(25)とその妻の13名であった。分家は末弟の結婚を機に準備され、財産は均等を原則に分けられた。まず12畝の畑を3分割して1戸当たり4畝とした。家屋は、これまでの家を次男が取り、薛城郷に一家で移住した父の弟の家を長男が譲り受け、末弟の分は新築した。新築費用の3600元は兄弟で数年かけて貯めた。このほかに全戸が「シミ(3本足の五徳)」と鉄鍋を用意した。家畜は耕牛1頭を共有し、長男が豚3頭と鶏3羽、次男が豚1頭を取った。両親の扶養は兄弟が4か月毎に交替で行うことになった。財産分割には「母舅(兄弟の母方の叔父)」がたちあい、クジを引いて決めた。
  - 28) 西南民族学院民族研究所編 [1984, pp 125-133] による。
  - 29) 松岡 [1990b, p 86] 参照。
  - 30) 西南民族学院民族研究所編 [1984, p 67] による。
  - 31) 松岡 [1994, pp 162-163] に詳しい。
  - 32) 1950年代の資料によれば、理県各郷の一人当たりの耕地面積は、蒲溪が1.58畝に対して、薛城が4.20畝、通化が7.7畝、桃坪5.1畝、龍溪3.1畝であった[西南民族学院民族研究所編, 1984, p 70]。大蒲溪には「三月緊緊, 四月半半, 五月莫法」という言葉があり、一年のうち3か月は食糧が不足していた。
  - 33) 大蒲溪でアヘンの栽培が始まったのは1945年からであるが、すぐに全耕地の6割強で栽培されるようになった。また47年から49年にかけては年間100人を越える漢族がアヘンや漢方薬材を買いにやってきて、アヘン商人一家を含む5人の漢族が人民共和国内立前まで村にすみついた。当時はアヘン1両が120斤のトウモロコシ(30斤のトウモロコシ=塩1斤)と、アヘン15~20両が1丁の銃と交換された。
  - 34) 現在、蒲溪村下寨には、母の弟の娘と結婚した男性(20歳代)と、父の妹の息子を婿に迎え

た女性（50歳代）の例がある。チャン族には「親上加親，雪上加凌」という言葉があり，姉妹の子供どうしの婚姻以外はすべて好ましく優先されると語られており，漢族の場合〔費孝通，1986，p 37〕とは異なっている。また徐平〔1993，p 102〕は羌村の事例をあげて同様のことを説明する。

35) 横山〔1987，p 113〕による。

36) 西南民族学院民族研究所編〔1984，p 130-131〕。典型的な例は黒水県二水の「頭人（首長）」蘇永和である。彼は周辺の2人の「頭人」である亡兄の妻麻窩太太及び龍霸太太の贅婿になって，両者の土地と人民，家畜などを手中にし，黒水で最強の頭人になった〔邊政設訂委員会編，1944a，pp 21-22〕。

37) 1983年11月，汶川県龍溪郷の余シピの口述した経文〔四川省編輯組，1986，pp 170-171〕。

38) 邊政設訂委員会編〔1940b，p 49〕には，チャン族の婚姻には「嫁娶」と「贅入」の2種類があり，男性側が富裕な場合は前者，女性側が富裕な場合は後者が多く，儀式は同様に行われるとある。また徐平〔1993，p 100〕では，妻方居住婚も夫方居住婚と同様に，女性側の父系血縁の規則によって婚儀が行われるとし，贅婿は羌村の「当兄弟分家」の言葉に従って，生家の財産の一部分を分与されて婚家に行くこと記す。

39) 北川県青片郷尚武村の肖昆富（70）の場合は，姉と妹が婿を迎えて家に残り，本人は12キロ離れた茶湾村の韓家に婿入りした。当地では贅婿は一般に十組の衣服と四組の布靴，銀製の一組の首飾りと耳飾りを準備した。肖は数両のアヘン（＝銀数十元）を義母に贈った。韓家はかなりの畑地を持っていたため，肖は2人の娘に婿を取り，長男も嫁を迎えて皆を分家させた。現在韓家にはなお20畝の畑と500株のサンショウがある。富裕な家では嫁や婿を同様に迎えて労働力を増やしていったという例といえる。

40) 秦和平〔1991，pp 18-22〕に詳しい。

41) 西南民族学院民族研究所編〔1984，pp 130-131〕による。

42) 邊政設訂委員会編〔1940c，pp 24-25〕では，当時松潘・茂県・汶川一帯に続々と入っていった漢族を①荷担ぎ人夫②木工・裁縫・鉄匠・皮なめし匠などの職人③雇われ農夫或いは漢方薬材取り④大商人の4種類にわけ，特に①②には内地の貧農や独り者が多く，長期間チャン族の家で雇われているうちに婿に入って「夷姓」に改め，また多くは後に「漢姓」に戻したと記す。さらにこのような「通婚変俗」によって「夷人改漢（少数民族が漢化すること）」の速度が早まったとする。なお「上門漢」には南の樂至・安岳・遂寧の出身者が多かったという〔西南民族学院民族研究所編，1984，p 131〕。

43) 韓廷川（78・蒲溪村下寨）は12歳で両親を亡くし，2回の「墳房（寡婦の家への婿入り）」を経験した。1回目は21歳の時，同村大寒寨の祁壽生が1935年に紅軍に参加して戻らなかったため祁家に「墳房」し，祁双元が産まれた。祁家にはすでに2人の子がいた。40歳の時，妻が死亡したため，実子である祁双元を連れて祁家を出て出身地の下寨に戻り，実兄の死後，兄嫁と再婚した。2回目の「墳房」でさらに一男一女を得た。この時の子供は韓姓である。



- 44) 西南民族学院民族研究所編 [1984, pp 131-133] による。
- 45) 横山 [1987, pp 125-126] による。
- 46) 四川省編輯組 [1986, pp 161-166], 羅・時編 [1983, pp 3-25] を参照。
- 47) 横山 [1987, pp 122-124] による。
- 48) 横山 [1987, p 12] による。

## 文献

### 邊政設訂委員会編

- 1940a [理番概況資料輯要]
- 1940b [茂県概況資料輯要]
- 1940c [汶川県概況資料輯要] (以上『川康邊政資料輯要』)

### 鄧錫侯

- 1936 『四川松理茂屯政紀要』

### 福武直

- 1946 『中国農村社会の構造』大雅堂

### D. C. Grham,

- 1942 The Customs of the Chiang; *JOURNAL OF THE WEST, CHINA BORDER RESEARCH SOCIETY, XIV-A*

### 顧頡剛

- 1980 「従古籍中探索我国的西部民族—羌族」社会科学戦線 1

### 冠仁義

- 1991 「理県蒲溪十寨的羌族民俗」羌族研究 1 pp 74-82

### 胡鑑民

- 1941 「羌族之信仰与習為」边疆研究論叢 2 pp 12-22
- 1944 「羌民之經濟活動型式」民族学院研究集刊 4 pp 34-60

### 羅世澤・時逢春編 (搜集整理)

- 1983 『木姐珠与斗安珠』四川民族出版社

### 馬長寿

- 1984 『氏与羌』上海人民出版社

### 茂汶羌族自治县概況編写組

- 1985 『茂汶羌族自治县概況』四川民族出版社

### 松岡正子

- 1988 「氏羌関連文献目録」中国民俗研究通信 5
- 1990a 「羌族研究の動向」中国民俗研究通信 7 pp 2-7

- 1990b 「羌族の衣食住」季刊民族学53 pp 84-91
- 1990c 「羌族の葬式」季刊民族学54 pp 112-122
- 1993 「羌族の山の神祭り」日中文化研究4 pp 43-53
- 冉光荣・李紹明・周錫銀編
- 1985 『羌族史』四川民族出版社
- 四川省編輯組
- 1986 『羌族社会歴史調査』四川省社会科学院出版社
- 孫宏開
- 1981 『羌語簡志』民族出版社
- 坪内浩二
- 1993 「里坪羌族の血縁関係と食生活」愛知論叢54
- Torrance, T.
- 1920 『*The History, Customs and Religion of the Chiang*』
- 王松興
- 1986 「漢民族の社会組織」竹村卓二編『日本民俗社会の形成と発展』山川出版社 pp 147-167
- 汶川県地方志編纂委員会
- 1992 『汶川県志』民族出版社
- 西南民族学院民族研究所
- 1984 『羌族調査材料』(内部資料)
- 徐平
- 1993 『羌村社会—一个古老民族的文化と変遷』中国社会科学出版社
- 雍繼榮
- 1991 「羌族研究資料索引」羌族研究1 pp 137-157
- 超曦
- 1988 「羌族的勒色与釋比教考略」阿壩師專学報1988-2 pp 16-23
- 1991 「從釋比經典探索鉄与羌族社会經濟的關係」羌族研究1 pp 51-57
- 中根千枝
- 1970 『家族の構造—社会人類学的考察』東京大学出版会
- [同治]『理番丁志』六卷首一卷，吳美梅修，周乍峰纂，同治五年（1886）刻本。